数 収 奧 義 発展編



☞国税徴収法逐条解説(第62条) 第355号 令和元年11月11日

銀座社会保険労務士法人 公租公課徵収指導者・社会保険労務士 吉国 智彦

学ぶこと

筆者の住む周南市須々万は、平和な田舎だから緊急車両が走ると、あれは何事かと皆が注目する。事件は滅多に起きない。と、思っていたら、生後間もない乳児を、頭に何らかの方法で複数回打撃を加え殺害したと母親が逮捕された(11月5日)。

最近のニュースは、このような子どもの虐待、あおり運転、不適切動画の配信等目を覆いたくなる。日本の将来は大丈夫かと暗い気持ちになる。家庭、学校教育における問題があり、そして企業における育成が課題としてあるだろう。仕事それ自体が育成であるが、それだけでは社会責任のある人材は育たない。社会人になった以降は、自己啓発、企業内での教育に継続的に取り組みする必要があるのではないか。そこで、自己啓発について筆者の考え、取組みを述べてみよう。

世には名言や名著というものがある。まずは、それについて学ぶことが手っ取り早いし道 を間違えない。歴史に学ぶとも言い換えることができる。筆者が座右の銘としているものは、 次の二つで、時々思い浮かべることにしている。

佐藤一斎 (言志四録)

少にして学べば、則ち壮にして為すことあり。壮にして学べば、則ち老いて衰えず。 老いて学べば、則ち死して朽ちず。(若いときに学べば壮年になって成果を上げることが でき、壮年になって学べば高齢になっても衰えないの意味)

サミュエル・ウルマン: 宇野収、作山宗久訳(青春)

青春とは人生のある期間ではなく、心の持ち方をいう。

バラの面差し、くれないの唇、しなやかな手足ではなく、たくましい意志、ゆたかな想像力、もえる情熱をさす、とのくだりから始まる。「青春とは臆病さを退ける勇気、やすきにつく気持ちを振り捨てる冒険心を意味する。ときには、20歳の青年よりも60歳の人に青春がある。年を重ねただけで人は老いない。理想を失うとき はじめて老いる」との部分は、今の自分をとても勇気づけてくれる(著名な詩なのでネット検索して一読いただきたい)。

人は、邪悪で、よこしまな考え、他人より楽をしたい、お金持ちになって贅沢をしたいなどの否定的な心が大なり小なりある。一方で、常識をわきまえる、他人に迷惑をかけない、人に役立つ行動をするなど、肯定的な心があって、両者のバランスを保って行動する。したがって、肯定的な心をいかにして大きくしていくかが大事となってくる。

そのために最も有効な手段は、読書(三文小説の類を除く)だ。逆にいうと、ゲームや博打にのめり込む、漫画ばかり読む、家では終始テレビという生活ならば、職場においては、指示されたことだけできるとの能力が精一杯になる。読書は、できれば単行本を 1 か月に 2、3 冊読むくらいが理想だが、そこまでいかなくとも 20 分くらいでもよいし、新聞を1 頁分くらい読むでもよいだろう。

要するに、一人で、生き方を考える文字を追う努力の継続をすべきだ。

表紙説明: 柿が赤くなると医者が青くなる。柿の実が熟れる頃は気候もよくなって、病人が少なくなるので医者が困るとの意味(周南市須々万: 令和元年10月27日撮影)。

徴収法

第3款 債権の差押

(差押えの手続及び効力発生時期)

- 第62条 債権(電子記録債権法第2条第1項(定義)に規定する電子記録債権(次条において「電子記録債権」という。)を除く。以下この条において同じ。)の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う。
- 2 徴収職員は、債権を差し押えるときは、債務者に対しその履行を、滞納者に対し債権 の取立その他の処分を禁じなければならない。
- 3 第1項の差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。
- 4 税務署長は、債権でその移転につき登録を要するものを差し押えたときは、差押の登録を関係機関に嘱託しなければならない。

(電子記録債権の差押えの手続及び効力発生時期)

徴収法施行令

(債権差押通知書の記載事項)

- 第27条 法第62条第1項(債権の差押えの手続)に規定する債権差押通知書には、次の 事項を記載しなければならない。
 - 一 滞納者の氏名及び住所又は居所
 - 二 差押えに係る国税の年度、税目、納期限及び金額
 - 三 差し押さえる債権の種類及び額
 - 四 前号の債権につき滞納者に対する債務の履行を禁ずる旨及び徴収職員に対しその履 行をすべき旨
- 2 法第62条の2第1項(電子記録債権の差押えの手続及び効力発生時期)に規定する債権差押通知書には、次の事項を記載しなければならない。
 - 一 前項第1号及び第2号に掲げる事項
 - 二 差し押さえる電子記録債権の種類及び額
 - 三 第三債務者に送達する債権差押通知書にあっては、前号の電子記録債権につき滞納者に対する債務の履行を禁ずる旨及び徴収職員に対しその履行をすべき旨
 - 四 法第62条の2第1項に規定する電子債権記録機関に送達する債権差押通知書にあっては、第2号の電子記録債権につき電子記録を禁ずる旨

1 意思表示

最初に余談である。筆者の自動車運転免許証裏面には、「私は、脳死後及び心臓が停止 した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します」(注1)に〇をして、臓器提供の 意思表示をしている。

このように意思表示とは、通常使用する用語といえる。しかし、民法上の意思表示とは「一定の法律効果の発生を欲する意思を外部に対して表示する行為、契約の申込み、承諾、

遺言等がその例である」。例えば、購入希望者がある物を買いたいという意思表示、売却 希望者がその物を売りたいという意思表示が合致して売買契約という法律効果が成立す るというわけである。

故に、冒頭の臓器提供意思表示は、いざとなれば臓器を提供することの承諾をしている にすぎないから、一定の法律効果の発生を欲する意思を外部に対して表示しているとは いえず、民法での意思表示ではない。

意思表示において問題となるのは、隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる(民法第 97 条)との解釈である。例えば、文書が持参されたときや郵便として配達されたときに、本人が受け取れば問題となることはないが、内縁の配偶者が受け取ったとき、親族が受け取ったなどの到達、即ち効力発生をめぐって紛争が生じることになる。

著名な事案として、後掲最一判昭 36.4.20 (民集 15-4-774) があり、「受領され或は了知されることまでを要するのではなく、了知可能の状態におかれたとき」を到達としており、このような判例を知っておくことは、滞納処分実務において貴重な知識となる。滞納処分実務では、送達の規定(通則法第 12条)が整備されているところ、その送達においても民事事件の判例は参考となる。

本誌前号において、銀行預金を差し押さえしたときの相殺について解説したところであり、相殺はその意思表示がされないと効力は生じないことから、今号では、その意思表示について解説をする。

民法 (明治29年法律第89号)

(隔地者に対する意思表示)

- 第97条 隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。
- 2 隔地者に対する意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、又は行為能力を喪失したときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

通則法

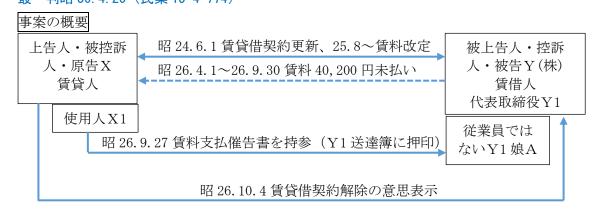
(書類の送達)

- 第12条 国税に関する法律の規定に基づいて税務署長その他の行政機関の長又はその職員が発する書類は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所(事務所及び事業所を含む。以下同じ。)に送達する。ただし、その送達を受けるべき者に納税管理人があるときは、その住所又は居所に送達する。
- 2 通常の取扱いによる郵便又は信書便によって前項に規定する書類を発送した場合に

は、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 3 項(定義) に規定する信書便物(以下「信書便物」という。)は、通常到達すべきであった時に送 達があつたものと推定する。

- 3 税務署長その他の行政機関の長は、前項に規定する場合には、その書類の名称、その送達を受けるべき者(第一項ただし書の場合にあっては、納税管理人。以下この節において同じ。)の氏名(法人については、名称。第14条第2項(公示送達)において同じ。)、あて先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成して置かなければならない。
- 4 交付送達は、当該行政機関の職員が、第1項の規定により送達すべき場所において、 その送達を受けるべき者に書類を交付して行なう。ただし、その者に異議がないとき は、その他の場所において交付することができる。
- 5 次の各号の一に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各 号に掲げる行為により行なうことができる。
 - 一 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わない場合 その使用 人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまえのあるものに 書類を交付すること。
 - 二 書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合 送達すべき場所に書類を差し置くこと。

《到達とは受領権限者において了知可能の状態におかれたことを意味する》 最一判昭 36.4.20 (民集 15-4-774)



X催告文書をX1 がY (株) へ持参。Y1 の娘AはYを退社するつもりで出社しておらずたまたま遊びに来ていた際、X1 から催告書を受け取りX1 の持参した送達簿にY1 の印を勝手に押印し、Yの社員に告げる机の抽斗に入れた。

上告代理人弁護士佐藤武夫、同柏井義夫、同保津寛の上告理由第一点について。

所論の点に関し原判決が当事者間に争ない事実及びその挙示の証拠によって認定した事 実に基いて判示するところは次のとおりである。即ち、上告会社の使用人であるAは、昭和 26年9月27日被上告人Y自動車工業株式会社の事務室において同会社の代表取締役であっ たY1の娘Aに対し、<証拠>(本件係争延滞賃料の支払催告書)を交付したが、右AはY自 動車を退社する考えで自己の本業である映画撮影関係の仕事を捜していたため、同年 8 月 頃からY自動車に出社せず、右9月27日当時も同様であったこと、Aは、X1が前記<証拠 >の催告書を持参した際たまたまY自動車に遊びに来ており、X1 から差出された右催告書 を通常の請求書と思い、Y自動車の使用人でもなく、またY1から命じられてもいないのに、 X1の持参した送達簿に欠勤中のY1の机上に在った同人の印を勝手に押して受け取り、Y 自動車の社員に告げることもなく、右机の抽斗に入れておいたこと、次いで、同年 10 月 5 日上告会社から契約解除の書面が来り、初めて社員等において右催告書の来ていることを 知了したものであること、これらの事実から見れば、右催告書はこれを受取る何らの権限の ないAに交付されたものであって、いまだ右会社がこれを了知することのできる状態にお かれたものと言うことはできず、契約解除の意思表示がなされるまでこれを了知しなかっ たことが明らかであるから、右催告は契約解除の前提としての効力がなかったものである というのである。

しかしながら、思うに、隔地者間の意思表示に準ずべき右催告は民法 97 条により Y 自動車に到達することによってその効力を生ずべき筋合のものであり、ここに到達とは右会社の代表取締役であった Y1 ないしは同人から受領の権限を付与されていた者によって受領され或は了知されることを要するの謂ではなく、それらの者にとって了知可能の状態におかれたことを意味するものと解すべく、換言すれば意思表示の書面がそれらの者のいわゆる勢力範囲(支配圏)内におかれることを以て足るものと解すべきところ(昭和 6 年 2 月 14 日、同 9 年 11 月 26 日、同 11 年 2 月 14 日、同 17 年 11 月 28 日の各大審院判決参照)、前示原判決の確定した事実によれば、 Y 自動車の事務室においてその代表取締役であった Y1 の娘である A に手交され且つ同人において X1 の持参した送達簿に Y1 の机の上に在った同人の印を押して受取り、これを右机の抽斗に入れておいたというのであるから、この事態の推移にかんがみれば、A はたまたま右事務室に居合わせた者で、右催告書を受領する権限もなく、その内容も知らず且つ Y 自動車の社員らに何ら告げることがなかったとしても、右催告書は Y の勢力範囲に入ったもの、すなわち同人の了知可能の状態におかれたものと認めていささかも妨げなく、従ってこのような場合こそは民法 97 条にいう到達があったものと解するを相当とする。

然らば、右催告はこれを有効と解すべきところ、原判決はこれを無効と断じたのであるから、原判決は右催告の効力に関し民法 97 条の解釈適用を誤ったものというの外なく、しかも右催告の有効であるか無効であるかは本事案全体の勝敗を決する要点であるから、本上告理由は理由あるに帰し、原判決は爾余の論点を審究するまでもなく、全部破棄を免れないものと言わざるを得ない。

よって、民訴407条1項に従い、裁判官全員の一致で主文のとおり判決する。

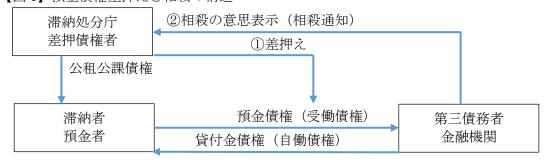
(注1) これまた余談をしておくと、自動車運転免許証の臓器提供意思表示には、1から3まであり、2は、私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。3は、臓器を提供しませんとなっている。1と2とでは、死亡の判定が異なる。伝統的な死の判定基準は、①自発呼吸停止、②心臓停止、③瞳孔散大と対光反射消失という、「三徴候説」によっている。警察はこれにしたがっているものと思われる(深く追求しない)。死亡していなくとも脳死であれば臓器を提供する立場と三兆候死でなければ提供しないとの二つ立場に分かれている。

2 相殺の効力発生時期

相殺をするためには、相殺適状でなければならず(民法第505条)、相殺適状にあれば、相殺は、相手方に対するその意思表示によって行う。その意思表示は口頭でも可能であるところ、言った言わないの世界となるから、書面によって行われている(注2)。前項のとおり、その意思表示は相手方に到達しなければ効力を生じないし、その事実(時期)を残す必要性から、内容証明郵便によることが通常である。

相殺の意思表示がなされることにより、自働債権及び受働債権がその対当額において 消滅する。その消滅の効果は、相殺の意思表示をしたときではなく、双方の債務が相殺適 状を生じたときに遡って生じる(民法 506 条 2 項)。その趣旨は、「意思表示のときに効果 が発生するとすれば、両債権で遅延損害金の利率が異なる場合、たまたま意思表示の時期 が遅くなると、一方の債務者が多くの遅延損害金を支払わなければならなくなり、不公平 だからである。換言すると、相殺適状が生ずれば、相殺の意思表示をしなくても当事者に は相殺に対する期待が生じているから、これを保護すべきもの」と考えるのである(内田 貴民法Ⅲ [第 3 版]債権総論・担保物権-249)。

【図1】預金債権差押えと相殺の構造



民法 (明治 29 年法律第 89 号)

(相殺の要件等)

第 505 条 二人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合において、双方の債務

が弁済期にあるときは、各債務者は、その対当額について相殺によってその債務を免れることができる。 ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当事者が反対の意思を表示した場合には、適用しない。ただし、その 意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。

(相殺の方法及び効力)

- 第 506 条 相殺は、当事者の一方から相手方に対する意思表示によってする。この場合 において、その意思表示には、条件又は期限を付することができない。
- 2 前項の意思表示は、双方の債務が互いに相殺に適するようになった時にさかのぼってその効力を生ずる。

(時効により消滅した債権を自働債権とする相殺)

- 第 508 条 時効によって消滅した債権がその消滅以前に相殺に適するようになっていた 場合には、その債権者は、相殺をすることができる。
 - (注2) 徵収奥義 354 号相殺通知書参照。

3 相殺の意思表示

本誌前号において、「相殺予約(期限の利益喪失約款)は契約自由の原則から有効であるから、差押えが発せられたときに相殺適状となり、<u>相殺の意思表示</u>は、その時点に遡って効力を生ずるとされた。結局、預金債権の差押えにおける現在の実務は、自働債権及び受働債権の弁済期がいつであろうと、差押後に発生した債権または差押後に他から取得した債権を自働債権とするものでない限り、預金債権額を貸付金債権額が上回っている場合、差押えはできても相殺をもって対抗される結果、銀行が<u>相殺の意思表示</u>をすれば取立てができないことになる」と解説した(9無制限説の解釈)。

滞納処分庁が預金債権を差し押さえし、相殺適状になったとしても、その相殺の意思表示がされない限り、相殺の効果は生じない。したがって、第三債務者が、滞納者に対する反対債権(受働債権)をもって差押債権者に対抗しようとするならば相殺の意思表示が必要となる。第三債務者は、反対債権があっても相殺をあえてしないことは自由だから、預金債権差押えの取立てに応じ、貸付債権の回収を別途行えばよい。相殺を主張するならばその意思表示が必要となる。適法な相殺の意思表示が滞納処分庁に到達したときには差押えの効力がなくなると解される。

判例は、その意思表示をする相手方は、差押債権者でもよいし滞納者でもよいとしている(最三判昭 39.10.27 民集 18-8-1801、最三判昭 40.7.20 集民 79-893)。通常、何も言わなくともその意思表示は滞納処分庁にしてくるが、滞納者に送達したときはその写しを提出するように依頼すべきである。

《相殺する場合の意思表示の相手方は差押債権者に対してもできる》

最三判昭 39.10.27 (民集 18-8-1801、金法 394-11)

事案の概要

昭 33.9.20 差押え・取立命令 貸付債権 売買債権56万円弁済期昭33.7末 上告人・被控訴人・ 訴外A(株) 原告、差押債権者 差押前に清算状態 昭 33.10.25 相殺意思表示 売掛債権 208, 425 円 被上告人・控訴人・被告 第三債務者 訴外債権者A 貸付債権 53, 206 円 Aへの代位弁済昭 33.7.16 Bへの代位弁済昭 33.7.17 訴外債権者B 相殺の意思表示

上告代理人由布喜久雄の上告理由について。

債権の差押債権者が差押債権の取立命令を得た場合に、第三債務者は、差押前に債務者に対し所得した反対債権をもって差押えられた債権と相殺をするには、右取立命令を得た差押債権者に対し相殺の意思表示をすることによりこれをなすことができるものと解すべきである。けだし、債権の取立命令を得た差押債権者は、自己の名において当該債権を行使しうる機能を有するものであるから、その債権の行使を阻むためになす第三債務者の相殺の意思表示を受領する権限をも有するものと解するのを相当とするからである。されば、本件において、被上告人が訴外A製綿株式会社に対し本訴請求にかかる債権の差押前に取得しかつ相殺適状に達していた反対債権をもって、取立命令をえた差押債権者である上告人に対し本訴請求債権と対等額をもって相殺をなす旨の意思表示をなしたものであるが、右相殺の意思表示を有効と認めた原判決に所論の法律の解釈を誤った違法がない。

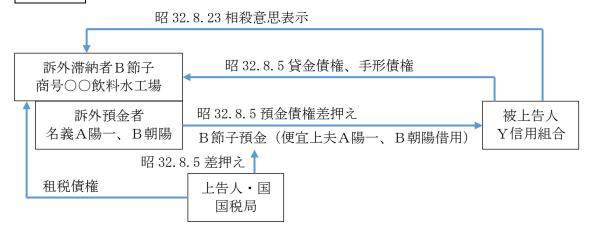
論旨は採用できない。

よって民訴 401条、95条、89条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

《相殺の意思表示は差押債務者に対してすることができる》

最三判昭 40.7.20 (集民 79-893、金法 417-12)

事案の概要



上告指定代理人杉浦栄一、同千葉正道、同高橋太一、同阿部島康夫名義の上告理由第一について。

旧国税徴収法(昭和34年法律147号による改正前)により債権の差押がなされたが、第三債務者が滞納者に対し差押前に取得した債権を有する場合には、第三債務者は、差押当時両債権が既に相殺適状にあるときは勿論、反対債権が差押当時まだ弁済期に達していない場合でも、被差押債権である受働債権の弁済期より先にその弁済期が到来するものであるときは、民法511条の反対解釈により、相殺をもって差押債権者に対抗しうるものと解すべきであること、および債権者債務者間に生じた相対立する債権債務につき将来差押を受ける等の一定の条件が発生した場合に、右双方の債権債務の弁済期如何を問わず、直ちに相殺適状を生ずるものとし、相殺予約完結の意思表示により相殺をなしうるという相殺の予約は、前示民法511条の反対解釈上相殺の対抗を許される場合に該当するものに限ってその効力を認めるべきであり、したがって、自働債権の弁済期が受働債権のそれと同じであるか、または、その以前に到来する関係にある債権相互についての右相殺予約は差押債権者に対抗しうるものであるが、しからざる債権相互についての右相殺予約に基づく相殺は差押債権者に対抗しえないと解すべきであることは、当裁判所大法廷判決の判示するところである(昭和36年(オ)第897号、昭和39年12月23日言渡判決参照)。

本件において、原審の確定したところによれば、被上告人とB節子との間で、あらかじめ、被上告人はB節子に対する債権保全のため、被上告人のB節子に対する貸金債権または手形債権と右節子の被上告人に対する預金債権とを、そのいずれの期限の如何にかかわらず、いつでも対当額で相殺することができる旨の約定がなされていたものであり、被上告人は、右特約に基づき、本件差押後である昭和32年8月22日B節子に対し、第一審判決添付目録(二)(イ)(ロ)(ハ)の本件貸金債権を自働債権として同目録(一)1ないし12の本件預金債権と対等額で相殺する旨の意思表示をしたが(右意思表示は、第一審判決添付目録

(二)(二)(ホ)(へ)の手形債権をも自働債権としてなされたが、この部分は原審におい て、相殺の効力を否定され、これに対し被上告人から不服の申立はなされていない。)、自働 債権および受働債権のそれぞれについて、当事者により相殺の目的となる債権の指定はな されなかったというのである。そこで、右相殺の効力について判断すると、(い)自働債権 のうち第一審判決添付目録(二)(ハ)の貸金債権と受働債権のうち右目録(一)1ないし 11 の各預金債権は本件差押当時既に相殺適状にあったものであるから、民法 512 条、491 条、489条に則り順次相殺すれば、右預金債権のうち1ないし11の利息、2ないし7およ び9の元金の各全部ならびに1の元本のうち 1,034 円は右貸金債権と対当額において消滅 したものであり、前示民法 511 条の反対解釈により、被上告人はその相殺による消滅をもっ て、差押債権者たる上告人に対抗しうるものというべきである。(ろ) その余の預金債権(1 の元金中(い)の相殺によって消滅すべき部分の残金640,966円および10、11、8、12の各 元金) のうち 12 の弁済期が (二) (イ) の貸金債権の弁済期の後に到来する関係にあるか ら、被上告人は前記特約に基づき、その相殺による消滅をもつて、上告人に対抗しうるもの と解せられるけれども、(は)爾余の預金債権は(二)(イ)(ロ)の貸金債権より先に弁済 期が到来する関係にあり、したがってこの預金債権については前記特約を援用し、相殺によ るその消滅をもつて上告人に対抗しえないものといわなければならない。

したがつて、原判決が前記特約を全面的に差押債権者に対抗しうるものとして、前記目録 (一) 1、10、11、8 の各預金債権(各元金。ただし1 は内 640,966 円)の相殺による消滅 を肯認したのは、法令の解釈適用を誤った違法を犯したものといわざるをえず、この部分に ついては、論旨は理由があり、原判決は破棄を免れず、その余の部分に対する論旨は理由が ない。

同第二について。

債権の差押債権者が被差押債権について取立権を有する場合に、第三債務者が債務者に 対して有する反対債権をもって被差押債権と相殺するには、差押債権者に対して相殺の意 思表示をすることもできるが(昭和37年(オ)第212号、同39年10月27日第三小法廷判 決)、差押債務者に対する意思表示によってもこれをすることができると解すべきである。 けだし、民法506条1項の「相手方」は、普通には、相殺によって消滅すべ債権関係の帰属 者を指称するのであり、受働債権について差押債権者が取立権を有する場合でも、債権その ものは差押債務者に帰属しているのであるから当該債務者は相殺の意思表示を受領する資 格を失うものではないからである。されば、差押債務者たるB節子に対し被上告人がした相 殺の意思表示を有効と解した原判決は正当であって、所論の違法はない。

そして、原判決の確定した事実によれば、被上告人の本訴請求中第一審判決添付目録(一)1、10、11、8の各預金債権(各元金。ただし1は内640,966円)合計670,966円の不存在確認を求める部分は棄却し、右670,966円およびこれに対する昭和32年8月6日以降支払済まで年6分の割合による遅延損害金の支払を求める上告人の反訴請求は認容するのが相当であり、当審において裁判をなすに熟していると認められる。

よって、民訴法 408 条、396 条、386 条、384 条、89 条、96 条、92 条に従い、裁判官石坂 修一の意見、同横田正俊の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見により、主文のとお り判決する。

裁判官石坂修一の意見は次の通りである。

わたくしは、被上告人組合と訴外B節子との間における原判示相殺に関する特約を無効であると解するものである。その理由は、昭和36年(オ)第897号同39年12月23日言渡大法廷判決中わたくしの示した意見において説明したところと同一であるから、これをこゝに引用する。したがって、右特約に基づき被上告人組合のなした原判示相殺の意思表示は、その効力を生じないものであるから、訴外B節子が被上告組合に対して有する預金債権が、その相殺により消滅したとはなし得ない。

されば、B節子が前記特約に基づき右預金債権の一部が相殺により消滅したことを対抗 しうるとした部分に関しては、わたくしは、多数意見に賛同し得ない。また、多数意見が、 右預金債権の他の一部について相殺による消滅を対抗し得ないとした部分についても、そ れは、差押当時自働債権の弁済期が未到来で相殺適状になかったためしかりと解するもの であって、その理由とするところを異にする。

裁判官横田正俊の反対意見は、次のとおりである。

私は、民法 511 条の法意および被上告組合と訴外B節子との間の相殺の特約の効力に関する原審の判断は相当であると認める。その理由については、本判決の理由(多数意見)に引用されている大法廷判決における私の反対意見をここに引用する。

したがって、被上告組合が右訴外人に対してした相殺の意思表示により、右訴外人が被上告組合に対して有した債権(上告人が差押えたもの)は、被上告組合が右訴外人に対して有した債権をもって法定充当された結果全部消滅したという原審の判断も正当であると認める。本件上告理由第一は、ひっきょう、独自の見解に基づいて原判決を論難するに過ぎず、同上告理由第二の理由のないことは、多数意見の判示するとおりであるから、所論は、すべて採用することをえない。よって、本件上告はこれを棄却すべきものと思料する。

4 延滞金の減免

公課債権を中心に、延滞金は、納期限の翌日から財産差押の日の前日までの期間の日数に応じて徴収する(差押日以降は延滞金額を計算する日数に含めない)との規定(厚生年金保険等)又は徴収金の全額を徴収するために必要な財産につき差押えをした場合には、その差押えがされている期間(延滞金が年14.6パーセントの割合により計算される期間に限る)に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額を限度として、免除することができる(地方税法第15条の9第4項)。

債権を差押えし、第三債務者が相殺の意思表示をしてきたときで、それが正当であると きは、その意思表示が到達した日をもって差押えの効力がなくなったものと解するべき である(図1)。

広島地判平 5.11.9 (訟務 40-10-2392) (注3) は、相殺禁止事案の取立訴訟である。下関社会保険事務所は、平成3年7月17日、当座預金支払請求権を差し押えし、被告金融機関へ当該当座預金支払請求権の弁済を求めたところ、被告は、平成3年8月9日付け内容証明郵便により滞納会社に対し貸付債権をもって、滞納会社の当座預金支払請求権をその対当額において相殺する旨の意思表示をしてきたので、取立訴訟となった(勝訴、確定)。相殺の意思表示をしてきたが、相殺の効力が認められなかったものであり、差押中として取扱いを行っていた(注4)。

【図1】



厚生年金保険法

(延滞金)

- 第87条 前条第2項の規定によって督促をしたときは、厚生労働大臣は、保険料額に、 納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、次の各号のいず れかに該当する場合又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、こ の限りでない。
 - 一 保険料額が1000円未満であるとき。
 - 二 納期を繰り上げて徴収するとき。
 - 三 納付義務者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住所及び居所がともに明らかでないため、公示送達の方法によって督促したとき。

健康保険法

(延滞金)

- 第 181 条 前条第 1 項の規定によって督促をしたときは、保険者等は、徴収金額に、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から 3 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。
 - 一 徴収金額が 1000 円未満であるとき。
 - 二 納期を繰り上げて徴収するとき。
 - 三 納付義務者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住所及び居所がいず

れも明らかでないため、公示送達の方法によって督促をしたとき。

地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号)

(納税の猶予の場合の延滞金の免除)

第十五条の九 (第1項~第3項) 略

4 地方団体の長は、<u>滞納に係る地方団体の徴収金の全額を徴収するために必要な財産につき差押えをした場合</u>又は納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金の額に相当する担保の提供を受けた場合には、その差押え又は担保の提供に係る地方税を計算の基礎とする延滞金につき、その差押え又は担保の提供がされている期間(延滞金が年14.6パーセントの割合により計算される期間に限るものとし、前3項の規定により延滞金の免除がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。)に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額を限度として、免除することができる。

地方団体の徴収金:地方税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、 重加算金及び滞納処分費をいう(地方税法第1条第14号)。

- (注3) 徴収奥義 339 号参照。なお、次号以下でも解説を予定している
- (注4) 徳山社会保険事務所が滞納処分庁として、普通預金債権を差し押さえし、金融機関が相殺の意思表示をしてきたことから、その効力を否定して取立訴訟を提起した事案として、広島高判平17.7.19(平成17年(ネ)106号)がある(勝訴、最高裁不受理決定)。この事案においても、取立てするまで差押中として取扱いしている。この解説は、次号以下で予定している。

5 消滅時効にかかった債権による相殺

相殺の意思表示に関連して、相殺適状が生じた後に債務者から時効の援用があり、自働債権が時効消滅した場合について、相殺ができる規定がある(民法第508条)。時効消滅前に相殺適状が存在している場合には、自働債権の債権者は、相殺することができる(後掲最一判昭51.3.4 民集30-2-48)。対立する両債権の当事者は、相殺することができる状態に達したときは、特に意思表示をしなくても、ほとんど当然に清算されたように考えるであろうから、この信頼を保護することが立法趣旨である(潮見佳男:プラクティクス民法債権総論[第2版]-285)。

《時効消滅した債権を自働債権とする相殺》

最一判昭 51.3.4 (民集 30-2-48)

事案の概要

昭 46.5.18 口頭弁論期日に相殺の意思表示



上告代理人仙谷由人の上告理由について

おもうに、注文者が請負人に対して有する仕事の目的物の瑕疵の修補に代わる損害賠償 請求権は、注文者が目的物の引渡を受けた時から1年内にこれを行使するを要することは、 民法 637 条 1 項の規定するところであり、この期間がいわゆる除斥期間であることは所論 の通りであるが、右期間経過前に請負人の注文者に対する請負代金請求権と右損害賠償請 求権とが相殺適状に達していたときには、同法508条の類推適用により、右期間経過後であ っても、注文者は、右損害賠償請求権を自働債権とし請負代金請求権を受働債権として相殺 をなしうるものと解すべきである。けだし、請負契約における注文者の請負代金支払義務と 請負人の仕事の目的物引渡義務とは対価的牽連関係に立つものであり、目的物に瑕疵があ る場合における注文者の瑕疵修補に代わる損害賠償請求権は、実質的、経済的には、請負代 金を減額し、請負契約の当事者が相互に負う義務につきその間に等価関係をもたらす機能 をも有するものであるから、瑕疵ある目的物の引渡を受けた注文者が請負人に対し取得す る右損害賠償請求権と請負人の注文者に対する請負代金請求権とが同法 637 条 1 項所定の 期間経過前に相殺適状に達したときには、注文者において右請負代金請求権と右損害賠償 請求権とが対当額で消滅したもの<u>と信じ、損害賠償請求権を行使しないまま右期間が経過</u> したとしても、そのために注文者に不利益を与えることは酷であり、公平の見地からかかる 注文者の信頼は保護されるべきものであって、このことは右期間が時効期間であると除斥 期間であるとによりその結論を異にすべき合理的理由はないからである。以上の解釈と異 なる大審院判例 (昭和3年 (オ)第644号同年12月12日判決・民集7巻12号1071頁、法 律評論 18巻(上) 民法 428 頁) は、変更されるべきである。

本件において、原審が適法に確定したところによれば、被上告人Yの上告人に対する本件 損害賠償請求権と上告人の同被上告人に対する本件請負代金請求権とは、同被上告人が本 件請負契約の目的物の引渡を受けた時から民法 637 条 1 項所定の 1 年の期間が経過する前 である昭和 45 年 3 月末日に相殺適状に達していたというのであるから、同被上告人が本件 損害賠償請求権を自働債権とし本件請負代金請求権を受働債権としてした本件相殺の意思 表示は、右期間経過後にされたものであっても、有効なものというべきである。本件相殺の

意思表示を有効とした原審の判断は結論において正当であって、原判決に所論の違法はなく、これと異なる見解のもとに原判決を非難する論旨は採用することができない。

よって、民訴法 401 条、396 条、384 条、95 五条、89 条に従い、裁判官全員一致の意見 で、主文のとおり判決する。

6 参考資料

- (1) 内田貴民法Ⅲ[第3版]債権総論·担保物権
- (2) 潮見佳男:プラクティクス民法債権総論[第2版]
- (3) 最一判昭 36.4.20 (民集 15-4-774)
- (4) 最三判昭 39.10.27 (民集 18-8-1801、金法 394-11)
- (5) 最三判昭 40.7.20 (集民 79-893、金法 417-12)
- (6) 最一判昭 51.3.4 (民集 30-2-48)